

## 渡航支援金について

一定の家計基準又は派遣期間を満たしている場合、対象者となります。

以下の(1)①及び②の両方に該当する場合は、①のみの支給対象者となります。

### (1)支給対象・基準

#### ①家計基準

家計支持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得者の場合	年間収入金額(税込)が 300 万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額(必要経費等控除後)200 万円以下

※1 本制度では、家族構成や在籍大学等上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。

※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、傷害年金は含みません。

※3 養育費は収入に含みません。

※4 家計支持者がそれぞれ給与所得者、給与所得者以外であった場合は、「給与所得者以外の所得を含む場合(年間所得金額 200 万円以下)」で判断してください。

#### ②派遣期間

新規登録時の奨学金支給回数が6回以上の派遣学生が対象です。

### (2)学校に提出すべき書類

上記(1)①家計基準に該当する者は、以下の家計支持者の収入・所得を証明する書類の提出が必要です。

上記(1)②派遣期間に該当する者は、奨学金支給回数によって自動的に判断されますので、証明書は不要です。

家計支持者	学校に提出すべき書類
父母双方	・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(様式 R-3)
父母のいずれか	・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(様式 R-3)
父母以外 (例:祖父母、兄)	・父母以外(複数いる場合は主たる家計支持者1人)の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(様式 R-3) ・事実関係が確認できる証明書類(★3ページ目)
学生本人	学生本人が家計支持者の場合の提出書類(★3ページ目)を参照してください。

父母がいる場合は、原則として父母(2名)が「家計支持者」となります。家計支持者が父母以外になるケースは以下のとおりです。

#### 【父又は母のいずれか(1名)を家計支持者とするケース】

- ・父又は母と死別している場合
- ・父母の離婚等により、父又は母と学生は別生計になっている場合  
「離婚等」には離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。
- ・父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合

ただし、以下のケースでは、家計支持者は2名となります。

- ・学生が未成年であり、父母が離婚した場合、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、家計支持者は親権者を含めた父母(2名)です。
- ・離婚した(又は死別により)父又は母が再婚(事実婚を含む)し、学生と再婚相手が同一生計の場合は、家計支持者は父又は母とその再婚者(2名)です。(養子縁組の有無は問いません)

#### 【父母以外の人(1名)を家計支持者とするケース】

- ・父母と死別し、学生が祖父母、おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が離婚し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・学生は結婚しており、父母ではなく、学生の配偶者に扶養されている場合(納税手続きにおいて、配偶者の扶養に入っている)

※2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者(1名)が「家計支持者」となります。

#### 【学生本人を家計支持者(独立生計者)とするケース】

- ・父母と死別し(又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合
- ・父母・祖父母共に死別し、学生の兄弟姉妹は修学中もしくは病気などの理由で就労しておらず、兄弟姉妹から経済的支援を全く受けていない場合
- ・家庭内暴力(DV等)により父母と別居している場合
- ・父母が離婚し、父母と絶縁状態の場合で、日常的に学生が学費・生活費を負担している場合
- ・学生は結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養している場合  
配偶者が扶養に入っていない場合は、学生と配偶者(2名)を家計支持者とします。
- ・社会的養護を必要とし、18歳になるまで以下の施設等に入所して(又は養育されて)いる(いた)場合
  - 児童養護施設に入所
  - 児童自立支援施設に入所
  - 児童心理治療施設(情緒傷害時短期治療施設から改称)に入所
  - 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)に入所
  - 小規模住居型自動養育事業(ファミリーホーム)に入所
  - 里親に養育

★家計支持者が父母以外のケースに該当する場合の「事実関係が確認できる証明書類」

事象	証明書類(例)
父母と死別	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・住民票(死亡日記載あり)
父母が離婚	戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母が DV 被害者	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明(行方不明)	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・本人及び配偶者が記載された住民票(続柄が表示されているもの)又は戸籍謄本または当該配偶者に係る戸籍抄本 および ・課税証明書(配偶者控除の適用がわかるもの)
家庭内暴力(DV 等)により父母と別居	・公的機関による証明書
社会的養護をうけている(いた)	・施設に入所している又は入所していた証明書
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)

★学生本人が家計支持者の場合の提出書類

提出対象者	学校に提出すべき書類
学生本人のみ	・学生本人の収入・所得(48 万円以上)を証明する書類 ・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式 R-2)
学生本人および配偶者	・学生本人および配偶者の収入・所得(48 万円以上)を証明する書類 ・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式 R-2)
<p>【学生本人(および配偶者)の収入・所得が48万円未満の場合】</p> <p>収入・所得が 48 万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。</p> <p>○奨学金(給付型又は貸与型)を受給している者</p> <p>2022 年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類</p> <p>※2022 年中の受給総額が 103 万円を超えること</p> <p>※証明書類は、奨学金支給団体が発行するもので、「奨学金の名称」、「奨学金受給期間」、「受給金額」が記載されている書類の写し</p> <p>○預貯金を切り崩して生活している者</p> <p>生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写し</p>	

(3)収入・所得を証明する書類

原則、2023 年度所得証明書。

ただし、2023 年度所得証明書の発行が間に合わない場合は、2022 年度所得証明書で構いません。

所得を証明する書類
市区町村役場発行の所得証明書(写し可) ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。 例:課税証明書、非課税証明書など

※1 父母等が海外勤務の場合は、給与明細書(2022 年 1~12 月分)の写し

※2 市区町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類でも構いません。

給与所得者の場合	令和4年(2022 年)源泉徴収票の写し
給与所得者以外の所得を含む場合	令和4年(2022 年)確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し